

# 多面的機能支払交付金実施要綱

制定 平成26年4月1日25農振第2254号

最終改正 平成29年3月31日28農振第2311号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

- 1 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。

多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）は、このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。

- 2 本交付金による取組については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令」（平成26年政令第347号。以下「施行令」という。）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則」（平成26年農林水産省令第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2 本交付金の基本的考え方

- 1 国民の理解の増進

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものである。

このため、本交付金による取組の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本交付金による取組の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、地域資源の適切な保全管理に資する活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

- 2 国、地方公共団体、関係団体等の連携

本交付金による取組の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切に

役割分担を行い、相互に連携を図る必要がある。

特に、本交付金による取組が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本交付金による取組を推進することが必要である。

### 3 各種施策との連携

本交付金の交付に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関連諸制度との調和を図るとともに、経営所得安定対策のほか、次に掲げる施策と連携しつつ、農業の多面的機能の維持・発揮に努めることが必要である。

- (1) 農業生産基盤の整備に関する施策
- (2) 農村における環境整備に関する施策
- (3) 農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策
- (4) 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
- (5) 環境保全型農業の推進に関する施策
- (6) 都市と農山漁村の共生・対流を図る施策

## 第3 実施体制

### 1 国の役割

国は、地方公共団体、関係団体、農業者、地域住民等に対し、それぞれの役割分担の下、本交付金による取組が適切かつ効率的に行われるよう、支援及び指導を行うこととする。また、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、第三者機関を設置することとする。

### 2 地方公共団体の役割

- (1) 都道府県知事は、本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、多面的機能支払の実施に関する基本方針（別紙3の第1の3により策定されるものをいう。以下「要綱基本方針」という。）を策定するとともに、都道府県、市町村のほか、地域の実情に応じ、農業者団体、非営利団体等から構成される推進体制を構築する。
- (2) 市町村長は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう、広域活動組織（別紙5に定める組織をいう。以下同じ。）の広域協定（別紙5に定める協定をいう。以下同じ。）を認定するとともに、広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）が作成する法第7条の事業計画（別紙1の第5の1及び別紙2の第5の1に定める事業計画をいう。以下「事業計画」という。）を認定する。また、活動の実施状況の確認等を行う。

## 第4 交付金の構成

本交付金は、次に掲げるものにより構成される。

### 1 農地維持支払交付金

農地維持支払交付金は、法第3条第3項第1号イに掲げる事業として別紙1に基づき地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して、別紙1の第5の2に定める活動期間（以下「活動期間」という。）を通して交付される交付金をいう。

### 2 資源向上支払交付金

資源向上支払交付金は、法第3条第3項第1号ロに掲げる事業として別紙2に基づき地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して活動期間を通して交付される交付金をいう。

- (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動
- (2) 施設の長寿命化のための活動
- (3) 地域資源保全プランの策定
- (4) 組織の広域化・体制強化

## 第5 事業実施主体

本交付金の事業実施主体は、広域活動組織又は活動組織とする。

## 第6 費用の補助

国は、毎年度、予算の範囲内において、法第9条及び施行令に基づくほか、別紙1及び別紙2に定めるところにより、活動期間を通して本交付金に係る事業を実施するために必要な経費について都道府県に補助する。

## 第7 委任

本交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めることとする。

## 附則（平成29年3月31日付け28農振第2311号）

- 1 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧24要綱」という。）により採択又は認定された農地・水・環境保全管理組織については、この要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。
- 3 交付金旧24要綱に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理

協定書、活動組織の規約及び活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全管理組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とみなすことができるものとする。

- 4 交付金旧24要綱に基づく高度な農地・水の保全活動については、平成25年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の交付単価及び対象活動の要件は、従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、本要綱に基づき行うものとする。
- 5 本要綱に基づき平成27年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。
- 6 本要綱に基づき平成27年度までに交付された多面的機能支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 本要綱に基づき平成28年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあつては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。
- 8 交付金旧24要綱又は本要綱に基づき承認等された対象組織の活動計画書において、「協定農用地」とあるのは「認定農用地」と、「協定期間」とあるのは「活動期間」と、「協定対象区域図面」とあるのは「認定対象区域図面」とみなすことができるものとする。
- 9 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号）、交付金旧24要綱及び本要綱に基づき平成26年度までに交付された交付金に係る報告及び証拠書類の保管等については、都道府県、市町村及び推進組織で協議し、交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者を定め、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 10 交付金旧24要綱に基づき平成25年度までに交付された共同活動支援交付金については、要綱別紙1の第9に基づき、市町村長が交付金旧24要綱に基づく協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

(別紙1)

## 農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

### 第1 事業内容

要綱第4の1に基づく農地維持支払交付金により行う事業は、対象組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「農地維持活動」という。）をいう。

### 第2 対象組織

農地維持支払交付金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、次に掲げる組織とする。

- 1 広域活動組織
- 2 活動組織

### 第3 対象農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする（以下「対象農用地」という。）。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの
- 2 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が別紙3の第1の3に定める要綱基本方針において定める農用地

### 第4 対象活動

- 1 農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第5の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。
- 2 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。
- 3 1の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が1の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

## 第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

### 1 事業計画

対象組織は、農地維持活動に係る次に掲げる事項を定めた事業計画書を作成するものとする。

- (1) 目標
- (2) 事業の内容
- (3) 実施期間
- (4) 対象組織の構成員

### 2 活動計画

対象組織は、1に定める事業計画を作成する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動期間
- (3) 保全管理する区域内の農用地、施設
- (4) 交付金額
- (5) 位置図
- (6) 構造変化に対応した保全管理の目標
- (7) 実施計画
- (8) 保全管理する区域内に存在する集落数
- (9) 保全管理する区域の農業地域類型
- (10) 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況
- (11) その他必要な事項

### 3 広域協定

広域活動組織は、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙5の第5に定める広域協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。

### 4 事業計画の認定

- (1) 対象組織の代表者は、農地維持活動を開始しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア 2に定める活動計画書

イ 広域活動組織にあっては、3に定める広域協定書及び別紙5の第6に定める運営委員会規則

ウ 活動組織にあつては、別紙6の第3に定める活動組織規約

- (2) 市町村長又は別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）の長は、(1)により提出のあった事業計画書を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、当該対象組織に農地維持支払交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。
- (3) 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

## 5 事業計画の変更

- (1) 対象組織の代表者は、4により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、4の手續に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。
  - ア 保全管理する対象農用地面積の変更
  - イ 保全管理する対象施設の変更
  - ウ 対象組織の変更
  - エ 活動の追加、中止又は廃止
  - オ 活動期間の延長
- (2) 市町村長又は推進組織の長は、対象組織より事業計画の変更認定について申請があった場合にあっては、変更内容を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。
- (3) 市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

## 6 活動の実施

- (1) 対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。
  - ア 対象組織は、農地維持活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手續を経て実施方法等を決定すること。
  - イ 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。
- (2) 認定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行うものとする。

## 7 実施状況の報告

- (1) 活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。
- (2) 広域活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、広域協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

## 8 実施状況の確認

市町村長又は推進組織の長は、要綱基本方針に基づき事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

## 第6 農地維持支払交付金の算定

### 1 農地維持支払交付金の交付額

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、2に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

### 2 交付単価

農地維持支払交付金の交付単価は、次の(1)及び(2)に定めるとおりとする。

#### (1) 基本単価

農地維持支払交付金の基本となる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

地目	区分	①農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	3,000円	1,500円
	北海道	2,300円	1,150円
畑	都府県	2,000円	1,000円
	北海道	1,000円	500円



草 地	都府県	2 5 0 円	1 2 5 円
	北海道	1 3 0 円	6 5 円

## (2) 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて（1）の表の①の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で、別紙3の第1の3により農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

## 第7 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、都道府県知事に対し、対象組織の農地維持活動に要する経費（第6の1の規定により算定された額の合計額をいう。）について、助成する。  
なお、地方公共団体の負担額に対しては、所要の地方財政措置が講じられている。

## 第8 事業の実績等の報告

### 1 事業実績の報告

- (1) 市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

### 2 実施状況の報告

- (1) 市町村長は、第5の8に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。
- (2) 市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業計画に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等について取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、(2)の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第9 農地維持支払交付金の返還

### 1 対象活動の要件の不適合等

- (1) 市町村長は、対象組織の活動が第4の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合

は、2の規定によることができる。

- (2) 市町村長は、農地維持支払交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。
- (3) 市町村長は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (4) 市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (5) 市町村長は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動による地域資源保全管理構想が作成されなかった場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (6) 市町村長は、対象組織が第2に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

## 2 対象農用地面積の減少

対象農用地が転用等により減少した場合、市町村長は対象組織に対して交付した交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

3 平成26年度に市町村が認定した広域協定又は市町村と締結した協定により活動を開始した対象組織に対しては、1又は2に該当する場合には、市町村長は広域協定認定年度又は協定締結年度に遡って返還することを求めるものとする。

4 市町村長は、対象組織が農地維持支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

## (別紙2)

### 資源向上支払交付金に係る事業の実施方法

#### 第1 事業内容

要綱第4の2に基づく資源向上支払交付金により行う事業は、対象組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動（以下「資源向上活動」という。）をいう。

#### 第2 対象組織

資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。

- 1 第4の1に掲げる地域資源の質的向上を図る活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）の対象組織は、以下のとおりとする。
  - (1) 別紙1の第4の活動を実施する広域活動組織（別紙5の第2の2の(2)に定める組織を除く。）
  - (2) 別紙1の第4の活動を実施する活動組織（別紙6の第2の1の(2)に定める組織を除く。）
  - (3) 農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織（別紙5の第2の2の(2)に定める組織を除く。）又は活動組織（別紙6の第2の1の(2)に定める組織を除く。）
- 2 第4の2に掲げる施設の長寿命化のための活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）の対象組織は、以下のとおりとする。
  - (1) 別紙1の第4の活動を実施する広域活動組織
  - (2) 別紙1の第4の活動を実施する活動組織
  - (3) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)に定める集落協定を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される広域活動組織又は活動組織
  - (4) 農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織又は活動組織（(3)に定める対象組織である場合を除く。）
- 3 第4の3に掲げる地域資源保全プランの策定の対象組織は、広域活動組織とする。
- 4 第4の4に掲げる組織の広域化・体制強化の対象組織は、活動組織及び広域活動組織とする。

### 第3 対象農用地

資源向上支払交付金の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）の効果が発揮される一団の農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものをいう。以下「対象農用地」という。）とする。

### 第4 対象活動

資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。

#### 1 地域資源の質的向上を図る共同活動

- (1) 第5の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。
- (2) 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、多面的機能の増進を図る活動を実施することができるものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が(1)の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

#### 2 施設の長寿命化のための活動

水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 対象組織の資源向上活動（長寿命化）の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定める対象施設・対象活動に関する国の指針に従い都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針に基づくものであること。
- (2) 対象組織が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修・更新等を行おうとする農道、ため池等を活動計画に位置付け、資源向上活動（長寿命化）を実施すること。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が(1)の都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が(2)の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活

動内容の特例を設けることができる。

### 3 地域資源保全プランの策定

広域活動組織が管理する水路・農道等施設のリスク管理及び施設のより安定的な機能維持のため、施設の機能保全のサポート体制の整備等を図るための計画策定であつて、農村振興局長が別に定めるところにより行うものをいう。

### 4 組織の広域化・体制強化

別紙5に定める広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化(以下「組織の広域化・体制強化」という。)を行うものであり、かつ、広域化・体制強化された組織がその後本交付金に係る事業の実施期間中、別紙1の第4の1に定める対象活動を行うものをいう。

## 第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

### 1 事業計画

対象組織は、資源向上活動に係る次に掲げる事項を定めた事業計画書を作成するものとする。

- (1) 目標
- (2) 事業の内容
- (3) 実施期間
- (4) 対象組織の構成員

### 2 活動計画

対象組織は、1に定める事業計画を作成する場合は、別紙1の第5の2に定めるとおりとする。

### 3 広域協定

広域活動組織は、第4の1から4までの対象活動を実施しようとする場合には、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙5の第5に定める広域協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。

### 4 事業計画の認定

- (1) 対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア 2に定める活動計画書

イ 広域活動組織にあっては、3に定める広域協定書及び別紙5の第6に定める運営委員会規則

ウ 活動組織にあっては、別紙6の第3に定める活動組織規約

エ 土地改良区その他市町村以外の者が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う対象組織にあっては、当該所有者又は管理者との工事に関する確認書

(2) 市町村長又は推進組織の長は、(1)により提出のあった事業計画書を審査するものとする。市町村長は審査の結果に基づき、当該対象組織に資源向上支払交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

(3) 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

(4) 法第7条第3項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について資源向上活動を実施するため、事業計画に当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について都道府県知事（当該土地改良施設を土地改良区等が管理している場合にあっては、当該土地改良区等を含む。）の同意を得なければならない。

## 5 事業計画の変更

(1) 対象組織は、4により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、4の手續に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。

ア 保全管理する対象農用地面積の変更

イ 保全管理する対象施設の変更

ウ 対象組織の変更

エ 活動の追加、中止又は廃止

オ 活動期間の延長

(2) 市町村長又は推進組織の長は、対象組織より事業計画の変更認定について申請があった場合にあっては、変更内容を審査するものとする。市町村長は審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

(3) 市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

## 6 活動の実施

(1) 対象組織は、資源向上活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア 対象組織は、資源向上活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。

イ 対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。

ウ 対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門的技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。

エ 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

(2) 認定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた資源向上活動の実施に当たっては、資源向上支払交付金により行うものとする。

## 7 実施状況の報告

(1) 活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

(2) 広域活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、広域協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

## 8 実施状況の確認

市町村長は、事業計画に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

## 第6 資源向上支払交付金の算定

### 1 資源向上支払交付金の交付額

対象組織への資源向上支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、2に規定する交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

### 2 交付単価

第4の1から4までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(4)までに規定するとおりとする。

#### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 基本単価

資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の基本となる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地目	区分	①資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	2,400円	1,200円
	北海道	1,920円	960円
畑	都府県	1,440円	720円
	北海道	480円	240円
草地	都府県	240円	120円
	北海道	120円	60円

イ 継続地区の交付単価

交付金旧24要綱又はこの要綱に基づき、平成26年度以前に市町村から認定若しくは市町村と締結した協定又は法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、アに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。

ウ 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて、アの表の①の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じて得た額以上であり、かつ、当該交付単価（イに該当する農用地に係るものにあつては、当該交付単価に0.75を乗じて得た額）を超えない範囲内で、別紙3の第1の3により資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

エ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

アからウのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場



合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する国の交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの②の交付単価の欄に定める単価（別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に100万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

イ 施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5/6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ウ 対象組織の資源向上活動（長寿命化）を実施するために必要な金額が、イに規定する交付金の上限額未済の場合、当該対象組織に対する交付金のうち国の助成は、当該交付額全体に0.5を乗じて得た額とする。

地目	区分	①資源向上活動（長寿命化）のための活動に対する10アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	4,400円	2,200円
	北海道	3,400円	1,700円
畑	都府県	2,000円	1,000円
	北海道	600円	300円
草地	都府県	400円	200円
	北海道	400円	200円

### (3) 地域資源保全プランの策定

広域活動組織への地域資源保全プランの策定に対する交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区 分	①地域資源保全プランの策定に対する交付金の1組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
地域資源保全プランの策定	50万円	25万円

### (4) 組織の広域化・体制強化

対象組織への組織の広域化・体制強化に対する交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区 分	①組織の広域化・体制強化に対する設立される1組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
組織の広域化・体制強化	40万円	20万円

## 第7 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、都道府県に対し、対象組織が当該年度において資源向上支払交付金の交付に要する経費（第6の1の規定により算定された額の合計額をいう。）について、助成する。

なお、地方公共団体の負担額に対しては、所要の地方財政措置が講じられている。

## 第8 事業の実績等の報告

### 1 事業実績の報告

(1) 市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を都

道府県知事に報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

## 2 実施状況の報告

- (1) 市町村長は第5の7に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする
- (2) 市町村長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業計画に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等について、取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、(2)の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第9 資源向上支払交付金の返還

### 1 対象活動の要件の不適合等

- (1) 市町村長は、対象組織の活動が第4の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。
- (2) 市町村長は、資源向上支払交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。
- (3) 市町村長は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (4) 市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (5) 市町村長は、対象組織が第2に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

### 2 対象農用地面積の減少

対象農用地面積が減少した際の交付金の返還に当たっては、別紙1の第9の2に定めるとおりとする。

ただし、資源向上活動（長寿命化）に係る資源向上支払交付金において、本交付金

以外の事業の活用により対象施設が減少することに伴って、当該交付金の対象農用地面積が減少した場合は、この限りではない。

- 3 平成26年度に市町村が認定した広域協定又は市町村と締結した協定により活動を開始した活動組織については、1又は2に該当する場合、市町村長は広域協定認定年度又は協定締結年度に遡って返還することを求めるものとする。
- 4 市町村長は、対象組織が資源向上支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、事業計画に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

(別紙3)

多面的機能支払交付金に係る基本方針等の策定

第1 基本方針及び促進計画の策定

1 法基本方針の策定

- (1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法に基づき農林水産大臣が定める基本指針に則して、次に掲げる事項を内容とする法基本方針を策定するものとする。
- ア 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標
  - イ 多面的機能支払の取組の実施を推進すべき区域の基準
  - ウ 促進計画の作成に関する事項
  - エ その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項
- (2) 都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、地方農政局長等に協議し、同意を得るものとする。
- (3) 都道府県知事は、法基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、関係市町村に通知し、また、地方農政局長等に報告するものとする。

2 法に基づく促進計画の作成

- (1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、1の法基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする促進計画を作成するものとする。
- ア 促進計画の区域
  - イ 促進計画の目標
  - ウ 促進計画の区域内においてその実施を推進する事業に関する事項
  - エ 促進計画の区域内において特に重点的に多面的機能支払の取組の実施を推進する区域（定める場合）
  - オ その他促進計画の実施に関し、市町村長が必要と認める事項
- (2) 市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、同意を得るものとする。
- (3) 市町村長は、促進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付するものとする。

3 要綱基本方針の策定

- (1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする要綱基本方針を策定するものとする。
- ア 本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

- イ 農地維持支払交付金に関する事項
  - a 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
  - b 交付単価
  - c 交付金の算定の対象とする農用地
- ウ 資源向上支払交付金に関する事項
  - a 地域資源の質的向上を図る共同活動に関する事項
  - b 施設の長寿命化のための活動に関する事項
  - c 広域協定の規模
- エ 地域の推進体制
- オ その他

(2) 都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち(1)のイ、ウ及びエ(地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。)に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。

## 第2 事業実施計画の策定等

- 1 都道府県知事は、市町村長に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 市町村長は、対象組織に交付金を交付しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。
- 4 市町村長は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

(別紙4)

## 推進組織

### 第1 推進組織の設立

- 1 都道府県知事は、本交付金の効果的な推進を図るため、多様な主体から構成される推進体制を構築する。また、地域ごとの多様な特性を踏まえた地方公共団体及び対象組織における円滑な取組を推進するため、これらの取組を支援する推進組織を設立するものとする。
- 2 なお、推進組織が日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）第3の4に定める推進組織推進事業を行うためには、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）別紙4に定める要件を満たすものとする。

### 第2 構成員

都道府県、農地維持活動又は資源向上活動に取り組もうとする組織が存する市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業団体、非営利団体等、地域の実情に応じてその会員を選定する。

### 第3 規程等の要件

推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 推進組織の目的、代表者及び第2に定める構成員等を記載した規程を作成し、都道府県知事へ提出すること。
- (2) 毎年度、本交付金の効果的な推進を図るための連絡調整を図ること。

## (別紙5)

### 広域活動組織

#### 第1 目的

広域活動組織は、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立する。

#### 第2 構成員

- 1 構成員は、第5に定める広域協定（以下「協定」という。）に参加する集落等又はその構成員に加え、その他協定に参加する者とする。
- 2 広域活動組織は、以下の者で構成するものとする。
  - (1) 集落等又はその構成員のほか、土地改良区、非営利団体等の地域の実情に応じた者
  - (2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者
- 3 2の(1)の広域活動組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。
- 4 2の(2)の広域活動組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者を含むものとする。

#### 第3 規模

- 1 事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上（北海道にあつては3,000ヘクタール以上）を有するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、都道府県知事は、別紙3の第1の3に定める要綱基本方針において、生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、地域の状況に応じて、100ヘクタール以上200ヘクタール未満の範囲（北海道にあつては1,500ヘクタール以上3,000ヘクタール未満の範囲）で協定の対象とする区域の規模を別に定めることができる。

#### 第4 設立手続



- 1 広域活動組織を設立しようとする者は、協定の締結、第6に定める広域協定運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置等について、運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得るものとする。
- 2 協定に参加する予定の集落等及びその他団体においては、協定への参加について、総会等の議決に先立ち、合意形成を図るものとする。
- 3 広域活動組織を設立しようとする者は、協定書に活動計画書及び運営委員会規則を添えて、協定の対象とする農用地が存する市町村長に協定の認定を申請するものとする。
- 4 3に該当する市町村長は、3により提出があった書類を審査の上、当該協定の締結が適当であると認めるときは、当該協定を認定し、速やかにその旨を運営委員会会長に通知するものとする。

## 第5 広域協定

広域協定は、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結するものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 協定の対象となる区域、農用地及び施設
- 2 協定の有効期間
- 3 活動及び事業の内容
- 4 協定参加者の役割に関する事項
- 5 協定の運営に関する事項
- 6 協定を変更し、又は廃止する場合の手続

## 第6 広域協定運営委員会

広域活動組織には、協定の適切な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。運営委員会は、その代表者、意思決定方法、会計の処理方法、内部監査の方法等の協定の運営に必要な事項について、運営委員会規則に定めるものとする。

## 第7 広域活動組織の業務

広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

- 1 農地維持活動
- 2 資源向上活動

- 3 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業、小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業及び都市と農山漁村の共生・対流を図る事業

## (別紙6)

### 活動組織

#### 第1 目的

活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を行うことを目的として設立する。

#### 第2 構成員

- 1 活動組織は、以下の者で構成するものとする。
  - (1) 農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者
  - (2) 農業者、農業者団体等の地域の実情に応じた者
- 2 1の(1)の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。
- 3 1の(2)の構成員には、事業計画に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者を含むものとする。

#### 第3 規約等の要件

活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 本交付金の事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約を定めること。

#### 第4 活動組織の業務

活動組織は協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

- 1 農地維持活動
- 2 資源向上活動
- 3 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業